

入札説明書

公益財団法人京都府学校給食会におけるフーリエ変換赤外分光光度計一式の調達に係る入札公告（平成26年7月8日付け公益財団法人京都府学校給食会ホームページ。以下「公告」という。）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日

平成26年7月8日

2 契約者

公益財団法人京都府学校給食会理事長

3 担当課

〒612-8061 京都市伏見区今町658番地
公益財団法人京都府学校給食会総務課
電話番号 075-623-4700

4 入札に付する事項

- (1) 購入物品の名称及び数量
フーリエ変換赤外分光光度計 一式
- (2) 購入物品の特質等
仕様書のとおり
- (3) 納入期限
平成26年9月5日（金）
- (4) 納入場所
公益財団法人京都府学校給食会 1階 検査室
京都市伏見区今町658番地

5 入札説明書及び仕様書の入手方法

- (1) 原則として、この公告に示す入札説明書の交付期間に、公益財団法人京都府学校給食会ホームページからダウンロードすること。
- (2) やむを得ず窓口配布を希望する場合は、この公告に示す入札説明書の交付期間に、3の場所へ問い合わせの上、入手すること。

6 入札に参加する者に必要な資格

- 入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれにも該当しない者。
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員等（法人の支店又は営業所を代表する者で役員以外のものを含む。）が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

- 才 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
力 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
キ 暴力団及びアから力までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (3) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される平成26年度における物品の製造の請負及び物品の買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（平成26年京都府告示第21号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、「医療用機械器具」又は「計測・理化学機械器具」に登録されているものであること。
- (4) 7の(1)で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。
- (5) 4の(1)で示した購入物品と同種及び同規模の納入実績があり、かつ、納入期限までに確実に納入することができる者であること。

7 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

平成26年7月8日（火）から平成26年7月17日（木）まで

（日曜日、土曜日、祝日及び休日を除く午前8時30分から午後5時まで）

(2) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（別記第1号様式）

イ 競争入札参加資格審査結果通知書（京都府から交付された通知書の写し）

ウ 過去5年間の同種の業務に係る実績一覧（別記第2号様式）

過去5年間に国、都道府県又は市町村等と、4の(1)で示した購入物品と同種及び同規模の納入実績を5件程度記入すること。

エ 取引使用印鑑届（別記3号様式）

(3) 提出方法

申請書はA4版で作成し1部を、3の場所に持参又は郵送((1)の期限内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。)すること。

(4) 入札参加資格の確認通知

申請書等の受付後、平成26年7月22日（火）までに一般競争入札参加資格確認結果通知書（別記第4号様式）により通知する。

(5) その他

ア 申請書等の作成に要する費用は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 提出された書類は、当給食会において無断使用することはない。

ウ 虚偽の記載をした者は、この入札への参加を認めない。

8 参加資格に係る変更

参加資格を有する者は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに競争入札参加資格申請書記載事項変更届（別記第5号様式）により当該変更に係る事項を公益財団法人京都府学校給食会理事長（以下「理事長」という。）に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 営業所の名称又は所在地
- (3) 法人にあっては、資本金又は代表者の氏名
- (4) 個人にあっては、氏名

9 参加資格の承継

- (1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（6に該当しない者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると理事長が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。
 - ア 個人が死亡したときは、その相続人
 - イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族
 - ウ 個人が法人を設立したときは、その法人
 - エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人
 - オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人
- (2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、競争入札参加資格承継審査申請書（別記第6号様式。以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証明する書類その他理事長が必要と認める書類を提出しなければならない。
- (3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を競争入札参加資格承継審査結果通知書（別記第7号様式）により、当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知するものとする。

10 参加資格の取消し

- (1) 参加資格を有する者が当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものに該当するに至ったときは、その資格を取り消す。
- (2) 参加資格を有する者が次のアからカまでのいずれかに該当するに至ったときは、その資格を取り消し、その事実があった後2年間競争入札に参加させないことがある。
 - ア 契約の履行に当たり、故意に成果品の製造を粗雑にし、又は成果品の品質、内容、数量等に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認のための監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、競争入札参加資格取消通知書（別記第8号様式）により、その者に文書で通知するものとする。

11 質問の受付・回答

仕様書等に関する質問については、次のとおり受け付ける。

- (1) 質問受付
 - ア 提出期限
平成26年7月17日(木) 午後5時

- イ 提出方法
電子メール又はFAX送信(期限必着)により提出すること。
- ウ 提出先
公益財団法人京都府学校給食会総務課
FAX番号: 075-623-4755
電子メール: kyo-gk@iris.ocn.ne.jp
- エ 留意点
(ア) 質問書は、別紙様式4を使用すること。
(イ) あて先は「公益財団法人京都府学校給食会理事長」とすること。
(ウ) 質問者の会社名、部署名、役職、氏名、電話番号を記載すること。
(エ) 提出期限までに質問書の提出がない場合は、「質問事項なし」として扱う。
- (2) 回答書の交付
ア 日時(予定)
平成26年7月22日(火)午後2時から午後4時まで
FAXにより交付する。
- イ 入札参加希望者全員に質問事項がない場合はその旨を各社に連絡し、回答書の交付はしない。
- (3) 質問書及び回答書の扱い
ア 回答書は、仕様書の一部として、入札条件になる。
イ 質問書の提出又は回答書の交付に応じない場合であっても、仕様書の内容について、全て承知したものとして入札を行う。

12 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成26年7月25日(金)午後1時30分
イ 場所
公益財団法人京都府学校給食会 2階 大会議室
- (2) 入札の方法
ア 入札書(別紙様式1)は持参によることとし、郵送若しくは電送による入札は認めない。
イ 代理人により入札をしようとするときは、委任状(別紙様式2)を提出することとする。この場合、入札書に入札者の住所、氏名又は商号若しくは名称、代理人であることの表示並びに当該代理人の記名押印をしておかなければならない。
ウ 入札書は、封筒に入れて密封し、かつ、封筒の表に氏名(法人の場合は、その商号又は名称)及び「フーリエ変換赤外分光光度計入札書在中」と朱書きし、封筒の開口部を封印する。
なお、開札後予定価格の範囲内の入札がないときで、直ちに再度の入札を行う場合にあっては、この限りでない。
- エ 資格審査の結果、資格を有すると認められたものが1名であっても、原則として入札を執行する。
- オ 入札執行回数は3回までとする。
- カ 審査結果通知書又はその写しを提示しなければ、入札に参加することができない。
- キ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。
- ク 入札を希望しない場合には、入札に参加しないことができる、入札辞退届(別紙様式3)を郵送又は持参により事前に提出すること。
- (3) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておかなければならない。
なお、入札書の入札金額については訂正できない。

- (4) 提出された入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (5) 入札者が連合又は不穏な行動をする場合において、入札を公平に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめがある。
- (6) 入札者は、入札説明書並びに仕様書、契約書その他の添付書類（以下「仕様書等」という。）を熟知の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、入札執行事務に関係のある職員（以下「関係職員」という。）に説明を求めることができる。

ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- (7) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は「**フーリエ変換赤外分光光度計一式**」の金額とし、入札書に記載する金額には、搬入費・環境設定費用等、納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (8) 開札

ア 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員（以下「立会職員」という。）を立ち会わせて行う。

イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに関係職員及び立会職員以外の者は入場することはできない。

- (9) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

- (10) 入札の無効又は失格

次の各号に該当する者の入札は、無効又は失格とする。

なお、無効な入札をした者（失格者を含む）は、再度入札に参加することができない。

ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者の入札

ウ 委任状を持参しない代理人による入札

エ 記名押印を欠く入札

オ 金額・氏名・印鑑及び重要な文字の脱落若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の入札

カ 同一人にして同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の入札

キ 入札に関し不正の利益を得るために連合その他の不正行為をした者のした入札

ク 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札

ケ 4の(2)に掲げる購入物品の特質等の条件を満たさない製品により入札をした者の入札

コ その他入札条件に違反した者

サ 再度入札時において、前回の入札のうち最低の入札価格以上の価格で入札した者

(11) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

イ 落札者が決定通知のあった日から7日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

13 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

14 入札保証金

免除する。

15 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

16 契約保証金

免除する。

17 契約書の作成の要否

要

18 契約の解除予約及び損害賠償請求

理事長は、談合等不正行為が行われた場合、契約者に対し契約解除及び損害賠償の請求をすることができる。

19 支払条件

契約の履行の完了を確認した後、契約代金を支払うものとする。

20 その他

- (1) 前各項に定めるもののほか、関係法令の定めるところによる。
- (2) 同等品による入札参加が可能な案件における同等品の取扱いについては、以下のとおりとする。
 - ア 同等品申請は7の(1)の期間に行うこととし、当該申請の受付・回答については、11の例によるものとする。
 - イ 当該申請により承認を受けたものでなければ同等品として取り扱わないものとし、同等品以外のもので入札をした者の入札は、12の(10)のケに掲げる無効入札に該当するものとする。
- (3) 入札等の延期等を行う場合は、電話、FAX等により必要な事項を連絡するものとする。
- (4) 本公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要項（平成8年度京都府告示第485号）に準じて苦情の申立てがあったときは、契約の締結をしないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することができる。
- (5) 本入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。